

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		認可保育施設に対する改善等の勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		児童福祉法、子ども・子育て支援法
条 項		第 46 条第 3 項（児童福祉法） 第 39 条、第 51 条（子ども・子育て支援法）
所 管 課		子ども未来局 子ども未来部 保育施設支援課 (電話：048-829-1866)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	さいたま市特定教育・保育施設等立入検査実施要綱第 4 条第 2 項に掲げる基準
	備 考	